

JOG 電気をご契約するにあたってご了承ください事項（重要事項説明書）

- ・本書面は、JOG 電気をご契約いただく際に注意が必要な重要事項についてご説明するものです。
- ・下記の内容をご確認いただき、十分にご理解したうえで、お申し込みください。
- ・なお、契約のより詳しい内容につきましては北ガスホームページ等にて約款・規定をご確認ください。

1. 小売電気事業者について

- ・電気のご契約については(株)常口アトム（以下、「当社」といいます。）が行いますが、電気の販売は小売電気事業者（登録番号 A0039）である北海道ガス(株)（以下、「北ガス」といいます。）が行います。

2. ご契約のお申し込み方法

- ・当社店頭窓口にて申込書により、お申し込みいただけます。

3. 電気のご切替予定日

原則として以下の通りとなります。具体的な日付については、別途北ガスが郵送する「電気契約のお知らせ」にてご案内いたします。

- ①他の小売電気事業者からの切り替えによる契約：別途ご指定がある場合を除き、お申し込みを受け北ガスが切替手続きを開始してから、およそ1か月後の北ガス指定の日切り替えいたします。
- ②転居等による新規契約：入居時などのご希望日から供給いたします。
※供給開始手続きの状況により、初回の電気料金のご請求が遅れることや複数月分まとめてご請求となることがあります。

4. 電気料金について

- ・電気料金は別表の料金表に基づいて計算いたします。
- ・電気料金は、電気の販売者である北ガスにお支払いいただけます。

5. 契約電流（契約アンペア）・契約容量・契約電力について

- ・契約電流（契約アンペア）、契約容量、契約電力についてはお客さまのお申し出により決定いたします。従前の内容から変更する場合は工事等が必要になる場合がございます。

6. 使用量の検針と料金計算について

- ・一般送配電事業者から月1回検針データを受領し、その検針データに基づいて1か月の料金を計算いたします。北ガスで検針を行わないため、**検針時に電気の検針票は投函いたしません。**
- ・料金については北ガスマイページ「TagTag（タグタグ）」等にてご確認いただくことができます。
- ・なお、前月検針日から当月検針日の前日までの期間を1か月として計算いたします。
- ・解約の場合も、解約後に一般送配電事業者から受領する検針データに基づき、料金を計算いたします。その場合において前回検針日から解約日の前日までを算定期間とし、基本料金については1か月分を申し受けます。使用量については解約日までのご使用量で計算いたします。
- ・ご契約後の初回検針分については基本料金を申し受けません。ただし、他社からの切替による契約の場合で、お客さまが電気のご切替予定日を一般送配電事業者が行う月1回の検針日と同日にすることを希望した場合は除きます。

7. 電気料金のお支払方法

- ・原則として、口座振替またはクレジット決済でお支払いいただけます。口座やクレジットカードの登録が完了するまでの間については払込請求書でお支払いいただく場合があります。
- ・なお、既に北ガスのガス料金で払込請求書をご利用の場合は払込請求書でのお支払いを続けることができます。

8. 延滞利息について

- ・電気料金のお支払いが支払期限日までに Rowe なかった場合、支払期限日の翌日からお支払いいただいた日までの日数に対して、1日あたり0.0274%で計算した延滞利息をご請求させていただきます。ただし、以下の場合には延滞利息を申し受けません。

 - ①料金を口座振替により支払われる場合に、北ガスの都合で支払期限日の翌日以降にお客さまの口座から引き落としした場合。
 - ②支払期限日の翌日から起算して10日以内にお支払いいただいた場合。

9. 供給電圧と周波数

- ・供給電圧は100ボルトまたは200ボルト、周波数は50ヘルツとなります。（一般送配電事業者と同じ供給電圧・周波数となります。）

10. 工事負担金について

- ・お客さまが新たに電気を使用される場合で、これに伴い新たに施設される配電設備もしくは特別供給設備、またはお客さまの希望によって供給設備を変更する場合において、一般送配電事業者が定める託送供給等約款に基づいて北ガスが工事費の負担を求められる場合は、お客さまにその負担金をお支払いいただきます。

1.1. 契約申し込みの承諾について

- ・北ガスは以下の場合、契約のお申し込みを承諾しないことがあります。

 - ①最低利用期間経過前に解約することが明らかな場合。
 - ②最低利用期間経過前に解約し、解約から1年経過せずに再度申し込みを行った場合。（転居による場合は除く。）
 - ③ガス料金や電気料金等、北ガスまたは北ガスグループへお客さまが支払うべき料金を、支払期限日を過ぎてもお支払いいただけていない、または支払期限日を過ぎてからお支払いいただいた場合。
 - ④料金のお支払方法に口座振替またはクレジット決済をご了承いただけない場合。
 - ⑤お客さまが過去に北ガスの約款に違反していた場合。
 - ⑥法令、電力の需給状況、供給設備の状況等によりやむを得ない場合。

1.2. 最低利用期間について

- ・最低利用期間は、料金適用開始日から、同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日までといたします。

1.3. お客さまが契約変更を希望する場合

- ・契約内容の変更は、**変更の手続きが整った日以降の検針日**から適用となります。

1.4. お客さまが転居等により契約の解約を行う場合

- ・転居等により契約を解約する場合は、電気使用終了日をあらかじめ当社もしくは北ガスまでお申し出ください。

1.5. お客さまが小売電気事業者の切替による解約を行う場合

- ・お客さまが切り替えを希望する小売電気事業者へ契約の申し込みを行ってください。北ガスはその小売電気事業者から連絡を受けてお客さまとの契約を解約いたします。

1.6. 契約の解約による違約金

- ・解約による違約金は原則として発生いたしません。ただし、お客さまが電気設備を新しく設置または変更していた場合に、その電気設備の撤去または変更を伴う解約を行うときで、設備を新しく設置した日または変更した日から1年を経過していなければ違約金や工事負担金を請求する場合があります。

1.7. 契約の変更を行う場合について

- ・一般送配電事業者における託送供給等約款が変更になった場合や、法令等の改正があった場合、また北ガスの電気料金の改定を行う場合などに、北ガスの約款を変更することがあります。その場合、お客さまとの契約は変更後の約款によるものとなります。
- ・約款を変更する場合は、**変更実施日の1か月前**までに北ガスホームページや郵送物等でご案内いたします。変更の内容に承諾できない場合、**変更実施日の15日前**までにお申し出いただくことで解約をすることができます。解約のお申し出がなかった場合には、変更内容を承諾したものといたします。

1.8. 契約の解約を行う場合について

- ・北ガスは以下の場合、契約の解約を行う場合があります。解約を行う場合には、解約する日の15日前までに予告いたします。

 - ①ガス料金や電気料金等、北ガスまたは北ガスグループへお客さまが支払うべき料金を、支払期限日を過ぎてもお支払いいただけていない場合
 - ②電力供給開始後3か月経過しても口座振替またはクレジット決済による支払方法となっていない場合。
 - ③お客さまが北ガスの約款に違反した場合。

 - ・また、お客さまが北ガスへ解約のお申し出なく転居された場合など、明らかに電気の使用をされていないとき、北ガスは電気のご供給を終了する手続きを取り、その日に解約があったものといたします。

19. 電気のご使用の制限について

・電気の料金メニューには使用用途が定められております。電灯用メニューを契約している場合は電灯用として電気をご使用ください。また動力用メニューを契約している場合は動力用として電気をご使用ください。

20. 供給設備の施設等に関する事項

・北ガスまたは一般送配電事業者が、供給設備の工事等に用地の確保が必要となった場合は協力していただきます。

21. 給電指令の実施または制限・中止に関する事項

・北ガスまたは一般送配電事業者の供給設備の故障・点検・修繕・変更・その他工事上やむを得ない場合、または需給上・保安上必要がある場合等に、電気の使用制限・中止へ協力していただきます。

22. 需要場所への立入りに関する事項

・北ガスまたは一般送配電事業者および一般送配電事業者が委託した登録調査機関（以下、「登録調査機関」といいます。）が必要とする場合に、お客さまの承諾を得て、お客さまの土地・建物へ立ち入る場合があります。（設備の改修や検査、保安上の措置、計量値の確認、供給開始・廃止、法令による調査等）

23. 電力品質維持に関する協力

・お客さまの電気の使用が、負荷の特性等により他者の電気の使用を妨害している、または妨害する恐れがある場合に、必要な調整装置等の施設に協力していただきます。

24. 調査に対するお客さまの協力

・一般送配電事業者および登録調査機関は法令によりお客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査することがあります。調査等の際に、電気工作物の配線図が必要な場合はお客さまに提示していただきます。
・また、お客さまが電気工作物の変更工事を行った場合は、北ガスまたは一般送配電事業者もしくは登録調査機関へ連絡していただきます。

25. 保安に対するお客さまの協力

・お客さまの電気工作物に異常や故障等が生じた・生じるおそれがある場合等には、その旨を北ガスおよび一般送配電事業者へ連絡していただきます。

26. 小売電気事業者切替時の注意点

・お客さまが現在の電気契約を解約することで、不利益を被ることがあります。現在契約している事業者に以下のような不利益事項がないかどうか確認をお願いいたします。
・解約違約金、ポイントの失効、継続利用期間の初期化、過去電力量の照会不可等。

【お問い合わせ先】

契約の確認・変更・解約、その他お問い合わせ等につきましては、下記連絡先までお問い合わせください。

常口アトム 新生活応援プロジェクト

電話 0120-204-888（フリーダイヤル）
（平日・土日祝日 10時～18時 30分）

ホームページ

<http://jog-shinseikatsu.com/>

北ガスお客さまセンター

電話 0570-008800（ナビダイヤル）
（平日 9時～19時 土日祝日 9時～17時）

※上記ナビダイヤルがご利用できない場合は 011-792-8110 までおかけください。

北ガスホームページ <http://www.hokkaido-gas.co.jp/>

別表

以下に記載する全ての料金メニューは、再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料費調整額が使用量に応じて加算（減算）されます。

なお、使用量が認められない場合も、1か月分の基本料金を申し受けます。

従量電灯 B プラス、従量電灯 B メイト、従量電灯 B 料金※1

アンペア区分	基本料金 (1か月あたり)	使用量区分	料金単価 (1kWhあたり)
10A	341.00円	最初の120kWhまで	23.25円
15A	511.50円	120kWhを超え 280kWhまで	29.35円
20A	682.00円	280kWhを超えた分	32.96円
30A	1,023.00円		
40A	1,364.00円		
50A	1,705.00円		
60A	2,046.00円		

※1 従量電灯 B プラスは北ガスグループのガスをご利用のお客さまに適用され、従量電灯 B メイトは道内都市ガス事業者のガス（北ガスを除く）をご利用のお客さまに適用され、従量電灯 B はそれ以外のお客さまに適用されます。

従量電灯 C プラス、従量電灯 C メイト、従量電灯 C 料金※2

基本料金 (1か月あたり)		使用量区分	料金単価 (1kWhあたり)
1kVAにつき	341.00円	最初の120kWhまで	23.25円
		120kWhを超え 280kWhまで	28.75円
		280kWhを超えた分	31.61円

※2 従量電灯 C プラスは北ガスグループのガスをご利用のお客さまに適用され、従量電灯 C メイトは道内都市ガス事業者のガス（北ガスを除く）をご利用のお客さまに適用され、従量電灯 C はそれ以外のお客さまに適用されます。

付帯割引メニュー※3

従量電灯 B プラス※1、従量電灯 C プラス※2 に適用できる付帯割引メニューです。複数の割引条件を満たす場合には1つの付帯割引をご選択頂きます。

付帯割引 ※	割引条件
給湯・暖房・融雪割 【1%】	家庭用として給湯能力 10号以上（単体で）のガス給湯器、鉄管接続によるガス暖房機器、ガスロードヒーティングのいずれかを使用している。
給湯+暖房割 【2%】	家庭用としてガスセントラルヒーティングシステムまたは給湯能力 10号以上（単体で）のガス給湯器+鉄管接続によるガス暖房機器またはガス空調機器を使用している。
マイホーム発電割 【3%】	家庭用としてエネファーム、コレモ、エコウィルのいずれかを使用している。
業務用給湯・暖房・融雪割 【4%】	業務用として給湯能力 10号以上（単体で）のガス給湯器やガス温水ボイラー、鉄管接続によるガス暖房機器またはガスロードヒーティングを使用している。
業務用空調割 【5%】	業務用として定格冷房能力（GHP・吸収式冷温水器）を使用している。
業務用 C G S 割 【6%】	業務用として定格発電出力 3キロワット以上のガスコージェネレーションシステム（単体で）を使用している。
灯油セット割 【2%】	家庭用として北ガスグループ会社の灯油定期配送契約を締結し、北ガスグループ会社からのみ給油している場合。

※3 燃料費調整額を除いた電力量料金総額から割引いたします

低圧電力料金

基本料金 (1か月あたり)		使用量区分	料金単価 (1kWhあたり)
1kWにつき	1,029.60円	1kWhにつき	19.78円